

財 産 目 録

平成31年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
小口現金	現金手元有高みのり30,000円 本部30,000円		運転資金として			60,000
普通預金	青森銀行 弘前支店 3087369 (みのり)		運転資金として			2,468,384
同	青森銀行 弘前支店 3088580 (みのり)		運転資金として			5,924,490
同	青森銀行 弘前支店 3096964 (本部)		運転資金として			2,130,692
			小計			10,583,566
事業未収金	青森県国民保険団体連合会		2月分訓練等給付費			1,194,850
同	利用者		3月分訓練等給付費			1,261,200
同	共立寝具株式会社		3月分利用料			20,650
同			3月分業務委託費			2,100,000
			小計			4,576,700
	流動資産合計			0	0	15,160,266
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	就労継続就労A型事業所「みのり」拠点 弘前市大字神田5-8-13 宅地 721.84㎡		第2種社会福祉事業である就労継続支援事業所に使用している。			16,241,400
建物	就労継続就労A型事業所「みのり」拠点 弘前市大字神田5-8-13 鉄骨垂×1F 社会福祉施設 343.03㎡	2015年度	第2種社会福祉事業である就労継続支援事業所にしている	38,628,583	4,973,428	33,655,155
	基本財産合計			38,628,583	4,973,428	49,896,555
(2) その他の固定資産						
構築物	本部拠点		看板	378,000	65,268	312,732
機械及び装置	「みのり」拠点		乾燥機他	15,746,000	3,738,354	12,007,646
車両運搬具	「みのり」拠点		トヨタハイエースバン	1,943,667	745,071	1,198,596
器具及び備品	本部拠点		パソコン他	1,410,176	721,303	688,873
	「みのり」拠点		洗濯カゴ、応接セット他	7,841,164	2,576,540	5,264,624
			小計			5,953,497
建設仮勘定	本部拠点		就労継続支援B型事業所 新築工事	37,341,691	0	37,341,691
ソフトウェア	本部拠点		N E X T ほのぼの	1,355,000	519,416	835,584
退職給付引当資産	独立行政法人勤労者退職金共済機構		退職金共済			935,000
その他の固定資産	「みのり」拠点		ハイエースバンサイクル預託金			10,840
	その他の固定資産合計			66,015,698	8,365,952	58,595,586
	固定資産合計			104,644,281	13,339,380	108,492,141
	資産合計			104,644,281	13,339,380	123,652,407
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	有限会社石岡ブロック					237,600
同	同					540
同	北星交通株式会社					600
同	株式会社角弘					9,572
同	青森綜合警備保障株式会社					8,640
同	津軽事務機器株式会社					11,105
同	同					8,670
同	有限会社石岡機械					7,515
同	同					648
同	弘前市上下水道事業					3,510
同	ミツロコグリーンエネルギー株式会社					87,876
同	ソフトバンク株式会社					3,244
同	厚生労働省					420,168
同	弘前税務署					746,500
			小計			1,546,188
職員預り金	源泉所得税年末調整過払金					-28,327
	流動負債合計			0	0	1,517,861
2 固定負債						
退職給付引当金	退職給付引当金					935,000
	固定負債合計			0	0	935,000
	負債合計			0	0	2,452,861
	差引純資産			104,644,281	13,339,380	121,199,546

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的等欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照表価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）についてのみ「減価償却累計額」欄を記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車両ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。